



西東京市子ども条例を 知っていますか？ ～あなたを守る子ども条例～



「いこいこ」
©シンエイ/西東京市

子どもとは

西東京市子ども条例における子どもとは、市内に住んでいたり、市内で働いていたり、市内に通学など活動している18歳未満の全ての人をいいます。ただし、高等学校などに在籍している18歳・19歳の人も「子ども」に含みます。

子ども条例の前文(抜粋)

子どもは、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組まれ、そのいのちが大切に守られます。

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。

わたしたちは、世界の約束事である児童の権利に関する条約、そして、日本国憲法・児童福祉法等の趣旨を踏まえ、この条例を定めます。

子ども条例本文の章立て

- 第1章 総則
- 第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援
- 第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進
- 第4章 子どもの相談・救済
- 第5章 子どもの施策の推進と検証
- 第6章 雑則



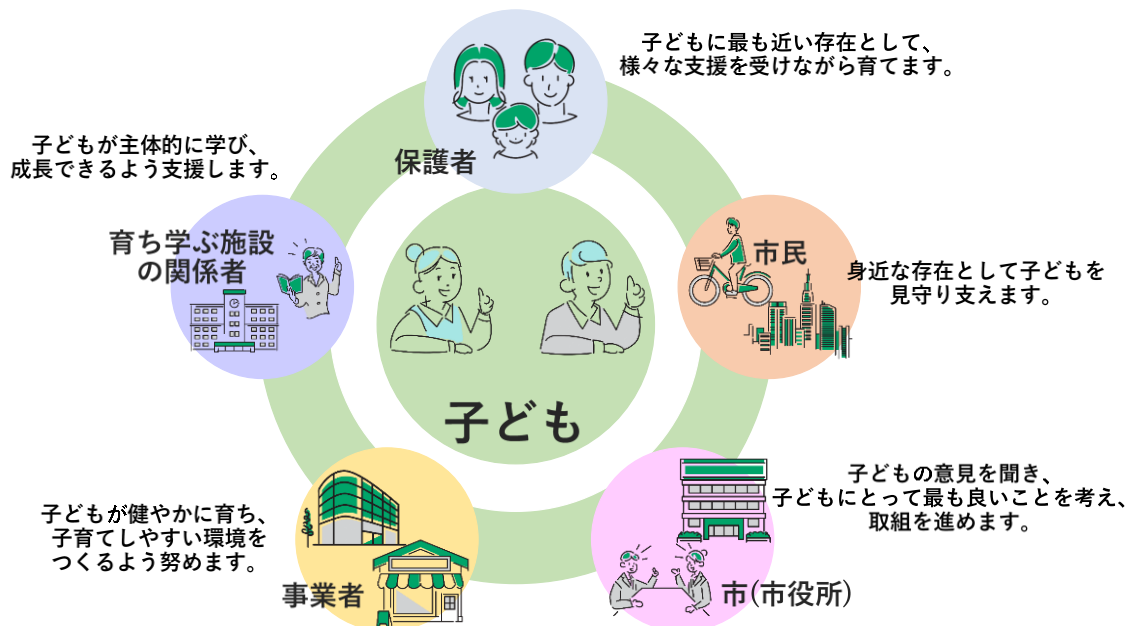
子どもの権利の4つの柱



←詳しくは2次元コードを読み込んで
広報冊子『「西東京市子ども条例」を知ろう』
の3ページ目をチェック！

子どもの育ちを支える人たちの役割

子どもの健全な成長を支えるため、市・保護者・育ち学ぶ施設の関係者・市民・事業者は、連携・協力していきます。保護者・育ち学ぶ施設の関係者・市民は、家庭、育ち学ぶ施設、地域でそれぞれの役割が果たせるように、お互いに支援したり、支援を受けたりすることができます。(子ども条例 第1章、第2章)



子どもの相談を受けて救済する仕組み

西東京市には CPT と呼ばれる西東京市子どもの権利擁護委員がいる子ども相談室 ほっとルームがあります。

CPT はいじめなどの権利侵害から子どもを守るため、子どもに寄り添いながら話を聞き、一緒に考えます。代わりに気持ちを伝えたり、改善を求める意見を言ったりすることもできます。

Children
Protect
Team



ほっとルームに相談してください！

友達や他の子が
困っていること

どうしたらいい
のかわからない
こと

自分が困って
いること



一緒に考える 一緒に調べる 代わりに気持ちを伝える



1人じゃありません!!! もう大丈夫です!!!



東洋大学

この冊子の制作協力：

東洋大学小野道子准教授と学生の皆さん

まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしいまち西東京市をつかっていくため、市では主に7つの取組を進めていきます。

社会の一員である子どもの考えや意見を大切にします

子どもが安心して遊んだり、学んだり、活動したりして過ごせる居場所づくりをします

子どもの権利を侵害する問題に対応します



心とからだの健康と安全な環境をつくります

虐待を防ぎます

子どもの権利について広め、みんながお互いを大切にできるようにします

子どもの貧困を防ぎます

おわりに

子ども条例には、西東京市の全ての子どもたちが心もからだも健やかに育つ環境を整えていくために必要なことが記されています。あなたが困ったときに助けてくれる仕組みがあります。どんな仕組みなのか、困ったときはどうすればいいのかを自分のためにぜひ調べてみてください。

「子ども条例」の全文
チェックしてみてください!!



子ども相談室 ほっとルームの相談方法

電話、メール、手紙、FAX または子ども相談室に来所

相談専用電話: 0120-9109-77(フリーダイヤル クイック なやみなし)

場所: 住吉町六丁目 15 番 6 号 住吉会館ルピナス 2 階

受付時間: 月曜日から金曜日 午後 2 時～午後 8 時

土曜日 午前 10 時～午後 4 時

日曜、祝日、年末年始はお休みです。



発行元：西東京市子育て支援部子育て支援課子ども相談係 電話（直通）：042-439-6645 FAX：042-439-6646

制作協力：東洋大学白山キャンパス「児童福祉論 A/児童・家庭福祉」履修学生